

令和 8 年 8 月 2 7 日

令和 8 年第 3 回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 5 号	専決処分の承認について（専第 1 2 号 令和 8 年度恵那市一般会計補正予算（第 3 号）について）	別冊
認第 1 号	令和 7 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 2 号	令和 7 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 3 号	令和 7 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 4 号	令和 7 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 5 号	令和 7 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 6 号	令和 7 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 7 号	令和 7 年度恵那市水道事業会計決算の認定について	8
認第 8 号	令和 7 年度恵那市病院事業会計決算の認定について	8
議第 5 5 号	財産の取得について	9
議第 5 6 号	令和 7 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	11
議第 5 7 号	令和 7 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について	13
議第 5 8 号	恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	15
議第 5 9 号	恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	23
議第 6 0 号	恵那市税条例の一部改正について	25
議第 6 1 号	恵那市景観条例の一部改正について	33
議第 6 2 号	恵那市市立公園条例の一部改正について	35
議第 6 3 号	中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	39
議第 6 4 号	瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃	

	止に関する協議について	41
議第 6 5 号	土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	43
議第 6 6 号	多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について	45
議第 6 7 号	恵那市上財産区管理会の委員の選任について	47
議第 6 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	49
議第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	51
議第 7 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	53
議第 7 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	55
議第 7 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	57
議第 7 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	59
議第 7 4 号	令和 8 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第 7 5 号	令和 8 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 6 号	令和 8 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 7 号	令和 8 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 8 号	令和 8 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 7 9 号	令和 8 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

認第 1 号

令和7年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和7年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2 号

令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3 号

令和 7 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4 号

令和 7 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5 号

令和7年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和7年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6 号

令和7年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和7年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7 号

令和 7 年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 8 号

令和 7 年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 5 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年恵那市条例第 4 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 自動運転 E V バス購入事業 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約金額 | 7 7, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市梅ヶ枝町二丁目 3 1 番地
N T T 西日本株式会社 岐阜支店
支店長 小野 雄一郎 |

議第 5 6 号

令和 7 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度恵那市下水道事業会計未処分利益剰余金 1, 2 4 3, 1 8 8 円を建設改良積立金に積み立てる。
- 2 同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 5 7 号

令和 7 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算
の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、
令和 7 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金 1 3 2, 2 3
3, 1 5 8 円のうち 3, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰
り越すものとする。
- 2 同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 7 年度恵那市国民健康
保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 5 8 号

恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に
ついて

恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

条例等に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、この条例を定める。

恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条第1項の規定に基づき、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び市の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条の規定により、岐阜県の条例の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する岐阜県の条例及び岐阜県の執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律、法律に基づく命令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
 - (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
 - (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）
 - (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
 - (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
 - (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- （電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えるこ

とができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の手数料、使用料その他の歳入（以下この項において「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、

氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする

措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報システムの整備)

第9条 市の機関等は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、情報システムを整備するものとする。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関等は、情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(情報通信技術を利用する手続等の公表)

第 10 条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議第 5 9 号

恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議第 6 0 号

恵那市税条例の一部改正について

恵那市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の変更など所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市税条例の一部を改正する条例

恵那市税条例（平成 16 年恵那市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「次条において同じ。」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- （１） 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者
- （３） 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当

該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 90 条の 2 の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- （1） 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- （2） 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 9 条の 2 及び第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の恵那市税条例（以下「新条例」という。）第 36

条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の恵那市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の恵那市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行

日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第 6 1 号

恵那市景観条例の一部改正について

恵那市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

都市再生特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市景観条例の一部を改正する条例

恵那市景観条例（平成 24 年恵那市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 14 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

議第 6 2 号

恵那市市立公園条例の一部改正について

恵那市市立公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

まきがね公園体育館空調設備使用料の額を定めるため、この条例を定める。

恵那市市立公園条例の一部を改正する条例

恵那市市立公園条例（平成 16 年恵那市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

			「		
			1 競技場の面	1 競技場の面	
			積を 2 分の 1	積を 2 分の 1	
			又は 3 分の 1	又は 3 分の 1	
			に分割し、それ	に分割し、それ	
			ぞれを 1 単位	ぞれを 1 単位	
			として使用さ	として使用さ	
			せることがで	せることがで	
			きる。この場合	きる。この場合	
			の使用料は、2	の使用料は、2	
			分の 1 又は 3	分の 1 又は 3	
			分の 1 に相当	分の 1 に相当	
			する額とする。	する額とする。	
別表第 5 中		を	2 照明施設等	2 照明施設等	に改め、
			を使用する場	を使用する場	
			合は、電気料と	合は、電気料と	
			して 1 時間に	して 1 時間に	
			つき、1,380 円	つき、1,380 円	
			を加算する。た	を加算する。た	
			だし、分割使用	だし、分割使用	
			をする場合は、	をする場合は、	
			2 分の 1 の額	2 分の 1 の額	
			を限度とする。	を限度とする。	
		」	3 冷暖房を使	3 冷暖房を使	
			用する場 合	用する場 合	
			は、1 時間に	は、1 時間に	
			つき、6,300 円	つき、6,300 円	
			を加算する。	を加算する。	

」

同表備考第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、競技場の冷暖房料金については適用しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

議第 6 3 号

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に
関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

戸籍証明書等の広域交付やコンビニ交付サービスの開始に伴い、中津川市と相互に委託している証明書の交付等に係る事務を廃止するため、この規約を定める。

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約を廃止する規約

中津川市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26 年恵那市告示第 30 号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 4 号

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

戸籍証明書等の広域交付やコンビニ交付サービスの開始に伴い、瑞浪市と相互に委託している証明書の交付等に係る事務を廃止するため、この規約を定める。

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約を廃止する規約

瑞浪市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26 年恵那市告示第 31 号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 5 号

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

戸籍証明書等の広域交付やコンビニ交付サービスの開始に伴い、土岐市と相互に委託している証明書の交付等に係る事務を廃止するため、この規約を定める。

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

土岐市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成26年恵那市告示第32号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議第 6 6 号

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止に
関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

戸籍証明書等の広域交付やコンビニ交付サービスの開始に伴い、多治見市と相互に委託している証明書の交付等に係る事務を廃止するため、この規約を定める。

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する
規約を廃止する規約

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約（平成
26 年恵那市告示第 29 号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議第 6 7 号

恵那市上財産区管理会の委員の選任について

次の者を、恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、恵那市上財産区管理条例（平成 1 6 年恵那市条例第 2 4 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 荒田 啓二
生年月日

（提案理由）

恵那市上財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により、荒田啓二氏を恵那市上財産区管理会の委員に選任することについて、議会の同意を求める。

議第 6 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 田口 容子
生年月日

（提案理由）

現委員である田口容子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 6 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 宮地 計雅
生年月日

（提案理由）

現委員である宮地計雅氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 7 0 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 遠藤 文子
生年月日

（提案理由）

現委員である遠藤文子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 7 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 山田 敏之
生年月日

（提案理由）

現委員である山田敏之氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 7 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 古川 正美
生年月日

（提案理由）

現委員である古川正美氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 7 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 塚田 益巳
生年月日

（提案理由）

現委員である塚田益巳氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

